

政令第五十九号

電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百三条第一項並びに特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百一十号）第三十三条及び第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（電波法関係手数料令の一部改正）

第一条 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

（修理業者の登録申請手数料）

第十一条の二 法第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、五〇、七〇〇円とする。

（登録修理業者の変更登録申請手数料）

第十一条の三 法第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一九、〇〇〇円とする。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正)

第二条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令(平成十三年政令第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第三十八条の二十二第一項及び第三十八条の二十三第一項の項読み替えられる字句の欄中「第三十八条の七第一項」の下に「又は第三十八条の四十四第三項」を加え、同項読み替える字句の欄中「第三十八条の七第一項」の下に「又は相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第三十八条の四十四第三項」を加え、同条第二項の表第三十八条の二十九の項を次のように改める。

第三十八条の二十九	第三十八条の二十第一項中	第三十八条の二十第一項中「この法律」とあるのは「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(以下「相互承認実施法」という。)
-----------	--------------	--

<p>第四条第二号</p>	<p>第三十八条の四十四第三項</p>	<p>第三十八条の四十四第三項（相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>	<p>第九条の表第四条第二号の項を次のように改める。</p>	<p>第三十八条の二十六</p>	<p>第三十三條第二項の規定により適用されるこの法律の規定」と、</p> <p>第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項</p> <p>相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される第三十八条の二十六又は相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第三十八条の四十四第三項</p>	<p>第三十八条の七第一項</p>	<p>第三十三條第二項の規定により適用されるこの法律の規定」と、</p> <p>第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項</p>
---------------	---------------------	---	--------------------------------	------------------	---	-------------------	--

<p>第三十八条の七第三項及び</p>	<p>第三十八条の四十四第三項</p>	<p>第三十八条の四十四第三項（相互承認実施</p>	
<p>第九条の表第四条第二号の項の次に次のように加える。</p>		<p>無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）</p>	<p>無線設備であつて、第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九（相互承認実施法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合並びに相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたもの以外のもの（以下「適合表示無線設備」という。）</p>

第四項

法第三十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

附 則

この政令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

理由

電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整備をする必要があるからである。